

議案第37号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年5月18日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第15項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第18項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第19項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (<u>法附則第15条第16項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第16項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>附 則 (<u>法附則第15条第19項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第47項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、

7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市

当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満

計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ

たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15

る都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

1 4 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)
(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計

省略

1 4 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とす

画税額とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（読替規定）

18 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（読替規定）

18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は

第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

19 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等) に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)
 第十四条 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二十五条の三(新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等(令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。))のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものを(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等(令和三年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和三年度の宅地等」という。))、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等(令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和五年度の宅地等」という。))のうち、当該宅地等の類似土地(新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。)が令和三年度の宅地等にあっては令和二年度、令和四年度の宅地等にあっては令和三年度、令和五年度の宅地等にあっては令和四年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。))においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和三年度の宅地等にあっては令和三年度分、令和四年度の宅地等にあっては令和四年度分、令和五年度の宅地等にあっては令和五年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

4 第一項の場合には、令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分(以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。))、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分(以下この項において「一般住宅用地である部分」という。))又は同条第一項に規定する非住宅用地である部分(以下この項において「非住宅用地である部分」という。))のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条(新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十五条 新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 2 新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
 (事業所税に関する経過措置)

第十六条 四年新法第七百一条の三十四第三項(第十六号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。
 (都市計画税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
 2 都市鉄道等利便増進法の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
 3 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)
 第十八条 新法第七百四十八条第一項及び第七百四十九条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する地方税関係帳簿(新法第七百四十八条第一項に規定する地方税関係帳簿をいう。第四項において同じ。))について適用する。

2 新法第七百四十八条第二項及び第七百四十九条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類(同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条において同じ。))について適用する。
 3 新法第七百四十八条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる地方税関係書類について適用する。
 4 新法第七百四十九条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる地方税関係帳簿又は新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録(同条第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。))について適用する。

5 新法第七百五十条第一項及び第二項の規定は、令和四年一月一日以後に徴する同条第一項に規定する地方税関係書類又は同日以後に提出する同条第二項に規定する書類について適用する。
 6 新法第七百五十条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に提供を受ける同条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用する。
 7 新法第七百五十六条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第七十四条の二十四第三項の申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。
 8 新法第七百五十六条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第四百四十四条の四十八第三項の中告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。
 9 新法第七百五十六条第六項の規定は、令和四年一月一日以後に新法第四百八十四条第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス入軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス入軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年消費効率率以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年消費効率率以上のもので総務省令で定めるもの

七 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第百七十七条の七第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年消費効率率以上のもので総務省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス入軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス入軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年消費効率率以上のもので総務省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年消費効率率以上のもので総務省令で定めるもの

六項に改める。

附則第十四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成二十四年度」を「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号) 附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日」の属する年の翌年の一月一日(当該施行の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする日」に、「令和二年度」を「令和五年度」に改め、「三分の一」の下に(当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従つて取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、六分の一)を加え、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第二十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「軌道法」を「軌道法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を第十四項とし、第十八項を第十五項とし、同条第十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第二

条第六号」を「第二条第七号」に、「都市鉄道利便増進事業」を「速達性向上事業」に、「同法の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、「及び同条第四号に規定する駅附帯施設」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項を第二十八項とし、第二十二項を第十九項とし、第二十三項を第二十項とし、同条第二十四項中「令和二年度」を「令和四年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第四十一項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を削り、第三十二項を第二十八項とし、同条第三十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項を第三十二項とし、第三十七項を第三十三項とし、同条第三十八項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項を第三十六項とし、第四十一項を削り、第四十二項を第三十七項とし、同条第四十三項中「掃選環境整備推進法人が平成三十一年四月一日」を「掃選・移住等環境整備推進法人が令和三年四月一日」と、「掃選環境整備事業計画」を「掃選・移住等環境整備推進計画」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十五項を第四十項とし、「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十六項から第四十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

45 自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号) 第十一条第一項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第二百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

46 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

一 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号) 第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

二 下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項若しくは第十七項」を「前条第十三項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項」を「前条第十三項、第十四項若しくは第二十八項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

附則第十五条の二第一項中「前条第十六項若しくは第十七項」を「前条第十三項若しくは第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項」を「前条第十三項、第十四項若しくは第二十八項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に、「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節第十三条の三の次に次の一条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(以下この条において「指定納付受託者」という。)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしていなくてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第十七条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「(所得税法第二百二十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるとき、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第二百二十二条第一項、第二百二十五条第二項又は第二百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む。)」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「第六十六条の七」を「第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)」の規定の」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第四十五条の三の二第四項中「所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。)」による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に定めることができる措置を講じていることその他他の政令で定める方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。」を削る。

第四十五条の三の三第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一十一条第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書」とあるのは、「退職所得申告書に記載すべき事項」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは、「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは、「提供を受けた時」とする。

第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第七十一条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第四百九十九条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上であること。

第四百九十九条第一項第四号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百九十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの。

- (i) 次のいずれかに該当すること。
 - ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。